

# サイバー大学における研究活動の不正防止計画

2021年11月19日決定  
2023年4月1日改定  
2025年4月1日改定  
統括管理責任者

サイバー大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき不正防止に関する基本方針を定めている。同方針に基づき、不正発生要因となるべく事項を想定し、具体的な不正防止計画を以下のとおり策定する。

## 1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
競争的研究費等の不正使用防止に係る責任範囲・権限について、研究費の運営に係る責任体系が学内に浸透していない。	学長を最高管理責任者、学部長を統括管理責任者、研究推進所管部署長をコンプライアンス推進責任者および研究倫理教育責任者、とする責任体系や関連規程について構成員に周知する。

## 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
研究における不正行為について十分に理解されていない。	競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に、本学の不正防止に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、関係諸規則を遵守させる旨の誓約書の提出を求める。また、学内ホームページでの不正防止計画、内部監査結果の共有、メールニュースの配信等により、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
競争的研究費等の使用ルールが明確でなく、十分に理解されていない。	競争的研究費等の執行および事務処理手続きに関するルール等は、「研究費マニュアル」に集約してルールを明確に定め、統一的な運用を図るとともに、学内サイトに「研究推進」の専用コースとサイトを構築して、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に「研究費マニュアル」を共有するとともに、対象者向けに講習会を開催して周知徹底を図る。また、規定されたルールに則った運用・管理を実質化するために、出張申請では電子承認システムを利用して手続きフローを体系化し、研究費の使用に関する管理では各種申請用フォーマットや証憑確認のためのチェックリストを整備し、分かりやすい形で周知する。
競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について明確でない。	競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、「サイバー大学における研究活動の不正行為の防止に関する取扱規程」に明確に定め、理解を共有する。また、職務権限に応じた明確な決裁手続を定め実施する。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握が十分でない。	防止計画推進部署は、監事および内部監査部門との連携を強化し、内部監査で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させた不正防止計画を策定し、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
計画的な予算執行となっていない場合がある。	研究事務担当者は、競争的研究費等の予算の執行状況をモニタリングし、実態と合ったものになっているか定期的に確認するとともに、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば計画的な執行を呼び掛ける。併せて、交付前執行、繰越、不要額の返還制度等を研究者に周知し、競争的研究費等の効果的かつ効率的な執行を目指す。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことで不正な取引に発展する。	特定の業者ばかりと取引がないか研究者からの発注状況を注視し、必要に応じて注意を行う。また、取引先には合理的と認められる範囲で関係諸規則を遵守させる旨の誓約書（これに代わるものを含む。）の提出を求める。10万円以上の物品等購入においては、研究者より「発注・検収依頼書」を提出させたいうで、発注検収担当者が発注・納品検収を行い、支払いはコーポレートカードを使用する等の体制を整備する。
検収業務が不十分である。	研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、本学では10万円未満の物品等購入においては研究者による発注を認めているが、その場合であっても、すべての物品等について研究事務担当者が検収を実施する。検収は原則として電子承認システム上にて行い、未開封の状態の写真の提出を求める等、明確な管理を行う。
発注制度について十分に理解されていない。また、特殊な役務に関する検収が十分でない。	「研究費マニュアル」にルールを集約して、発注制度の明確化・統一化を図る。研究者による発注では、物品の場合は検収実施時に納品書・領収書等を確認、役務の場合は大学が指定する様式を確認することにより当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。
謝金の事実確認が不十分である。	謝金については、用務の成果物を提出してもらい、確認することで事実確認に努める。
換金性の高い物品の管理が適切に行われていない。	換金性の高い物品には、金額に関わらず設備備品に準じてラベルを配布し、年に一度所在確認を行う。
研究者の出張計画の実行状況等について、事務部門での把握・確認が十分でない場合がある。	出張の申請・報告について、電子承認システムでの申請とすることで、事務部門で把握・確認できる体制を整備し、運用する。

## 5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	不正防止計画
競争的研究費等の不正への取り組みに関する方針の周知が不十分である。	競争的研究費等の不正防止に関する管理運営体制、関係規程等および各種取組等について、ホームページに掲載することで学内外に周知する。また、学内サイトに「研究推進」専用のコースとサイトを構築して、不正防止計画、内部監査結果を共有し、メールニュースの配信等により、断続的に不正への取り組みに関する方針の周知を行う。

## 6. モニタリングの在り方

不正発生要因	不正防止計画
不正防止計画に基づくモニタリング体制の整備・実施が不十分である。	不正防止計画に基づくモニタリングについては、統括管理責任者および防止計画推進部署が連携して実施する。モニタリングの結果は、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。